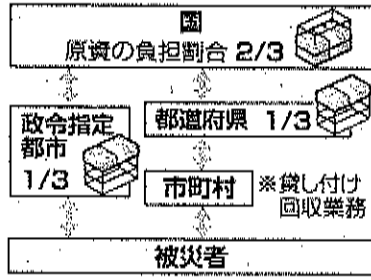


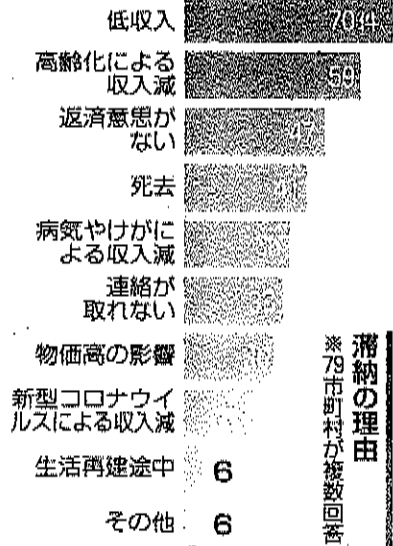
被災者9千人 63億円滞納

東日本大震災で被災した人の生活再建のため国や都道府県が拠出した市町村が貸し付けた「災害援護資金」について、岩手、宮城、福島3県で約9千人が約63億円の返済を滞納していることが共同通信の調査で分かった。貸付対象者の約3割に上る。7市町が返済を求める訴訟を計227件起していることも判明。滞納しているのは低所得者や高齢者が多く、返済が被災者の負担となっている実態が浮かび上がった。＝①面参照

東北3県7市町 訴訟227件



貸し付けと返済の流れ
災害援護資金の仕組み



滞納の理由
※79市町村が複数回調査

結果によると約2万8千人に総額約498億円が貸し付けられ、うち約6500人が約125億円を滞納した。分割返済などで定められた期日までに返済していないのは、約9千人で滞納額は約63億円だった。死亡や自己破産などで免除になった額も約1億円あった。

滞納の理由を調査したところ、返さなかった自治体は70以上最も多かった。次いで「高齢化による収入減」（59自治体）、「返済意思がない」（47自治体）だった。「病气やけがによる収入減」（35自治体）のほか、「新型コロナウイルスの影響による収入減」や「物価高の影響」と答えた自治体もあった。

仙台市や福島県須賀川市、岩手県大槌市など7市町は、督促に対して返済が全く滞れも取れない利用者に、計227件の訴訟を起している。うち仙台市が211件を占める。仙台市と宮城県東松島市は、預金口座の差し押さえなど3件の強制執行をした。

市町村は滞納分を回収できない場合、自前の財源から肩代わりして国や県に返済する。国に対しては「返済期日を延長してほめて」（福島県猪苗代市）や「貸し付けはあくまで下り制度を運用してほしい」（岩手県大船渡市）などの声が上がった。

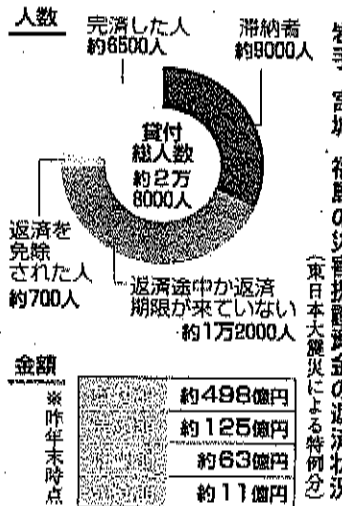
東日本大震災で災害援護資金を借りた岩手、宮城、福島3県の被災者のおよそ3人に1人、約9千人が返済を滞納していた。回収業務を担う市町村にとっても負担となる。同制度を巡っては阪神大震災の際にも滞納が相次ぎ、自治体が返済を免除した例がある。能登半島地震でも同様の問題が起きかねず、専門家は貸付制度は限界として、給付の拡大を求めている。

半年ごとに25万円「借りなければよかったとすら思う」。宮城県内に住む自営業の女性73はため息をつく。震災で自宅や経営していたカソリンスタンドを失った。生活費などとして災害援護資金350万円を借り、半年ごとに25万円を返済する。収入は十分ではないが生活は苦しい。



災害援護資金貸付制度
仙台市と岩手県高田市の資料

貸し付け限界 能登でも懸念



3県の79自治体を対象にした共同通信の調査では、滞納者がいると答えたのは64自治体以上。うち33自治体は回収困難となる金額まで予測、既に提示した自治体のほかにも15自治体が返済を求める訴訟を検討中だ。

宮城県松島町の担当者は「元々低所得の人が対象なので親族の援助や震災前以上の新たな収入がない限り、返済できる見込みは少ない」と話す。

仙台市は被災地で最大となる約233億円を約1万5千人に貸し出した。滞納者は約4600人。額は約26億円と見過ごせない状況だ。文書や電話で督促し家計状況に合わせて少額返済や一時的な猶予も助めている。しかし返事がなかったり電話に出なかったりするケースも多い。

仙台市は計211件の訴訟を起している。市担当者は「被災者を受け入れるのは当然だが、原資は税金であり確実に返済してもらわなければならない」と頭を悩ませている。今年1月に発生した能登半島地震でも利用申し込みが始まっている。災害法制に詳しい津久井井井護士（兵庫県弁護士会）は「返済長期化は復興に負の影響を及ぼしており、給付にすることが望ましい」と指摘する。その上で「貸し付けられる場合でも被災者の実情に合わせた返済を免除するなど規定を緩和する」ことが必要だと強調した。

岩手、宮城、福島の災害援護資金の返済状況
（東日本大震災による特別金）